

令和5年度 北九州市二セ電話詐欺被害防止機能付き電話機購入費助成事業補助金募集要項

1 概要

二セ電話詐欺被害の未然防止を図るため、65歳以上の市内在住者を対象として、二セ電話詐欺被害防止に有効である事前警告及び自動通話録音機能を有する電話機の購入費の一部を補助します。

2 補助対象者

次の(1)～(3)の要件をすべて満たす市民の方です。

- (1) 北九州市に住民票があり、北九州市内に居住している65歳以上の方。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)でないこと。
- (3) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

※ 過去に、この補助金の交付を受けた方及び補助金の交付を受けた方と同一世帯の方は、対象者となりません。

※ 昭和34年3月31日までに生まれた人

3 対象経費

- (1) 事前警告及び自動録音機能(※)を持つ固定電話機の購入金額(送料等の手数料、特典ポイントやクーポン、商品券等の使用額及び消費税は含みません。)

※ 着信があると自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を自動で録音する機能を有するもの。着信時又は通話時に自身で操作して録音する機能のみの機種は補助対象となりません。

- (2) (1)の助成対象経費に該当しても、次に掲げる方法で購入する場合は対象になりません。
 - ① オークションによる購入(インターネットオークションを含みます。)
 - ② フリーマーケットによる購入(フリーマーケットアプリを含みます。)
 - ③ 中古品の購入
 - ④ 市場価格に比して著しく購入価格が高額である物を購入する場合

4 補助金額

対象経費の4分の3の金額(千円未満切り捨て)です。

※ 上限10,000円、1世帯1台限り

5 対象期間

令和5年7月21日（金）から令和6年3月29日（金）までの間に購入した機器が対象です。

6 申請手続き

（1）申請書類

申請書類は7月21日（金）より市ホームページからダウンロードできます。

また、同日から各区役所及び出張所でも配布します。

※ 市ホームページのトップから **ニセ電話詐欺防止 補助金** で **検索** してください。

（2）添付書類

① 添付資料は、最終ページの「申請書の添付書類一覧」を参考にしてご準備ください。

※ いわゆるネット販売では、電話機の購入に係る領収書の代わりに、購入者の氏名、住所、購入日時、品名、個数、金額、消費税、店舗名称（販売店）等の取引内容が分かるメール等の写しを提出してください。

（3）申請受付期間

令和5年7月21日（金）から令和6年3月29日（金）まで

※ 補助金申請は事前予約制となります。補助金の申請を行う場合は、必ず、事前に電話で、市の担当窓口（安全・安心推進課・582-2946）に、購入する電話機が補助対象機種であることの確認と申請予約を行ってください。補助対象機種以外の電話機を購入された場合、補助金の交付はできませんので、ご注意ください。

※ 事前予約の際に、申請書に記載していただく予約番号をお知らせします。

※ 予約後1ヶ月以内の電話機購入・申請をお願いします。1ヶ月以内に申請が無い場合は、原則キャンセルとして取扱います。

※ 先着順で受け付けし、予算額に達し次第終了となります（申請状況は市のホームページでお知らせします）。

（4）申請書提出窓口

申請書は郵送又は下記の安全・安心推進課及び消費生活センターの窓口で受け付けます。なお、郵送の場合は、必ず「簡易書留」で郵送してください。

【送付先】〒803-8501 北九州小倉北区城内1-1

北九州市市民文化スポーツ局安全・安心推進課「電話機購入助成事業担当」行

【窓 口】市民文化スポーツ局安全・安心推進課（小倉北区城内1-1 市役所本庁舎2階）

市民文化スポーツ局消費生活センター（戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた7階）

(5) 申請時の留意事項

- ① 必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ② 申請に係る経費は、申請者の負担となります。
- ③ 提出された申請書類等については、返却しませんのでご了承ください。

【申請～補助金交付までの流れ】

1 電話機（補助対象の有無）に関する事前確認 【電話による確認】



2 補助金申請の事前予約 【電話による予約】



3 電話機の購入



4 補助金の申請 【郵送又は窓口へ提出】



5 審査・補助金の交付決定（審査の結果、適正と認められた場合）



6 補助金の振込

※ 令和5年7月21日（金）受付開始
[2の事前予約の際に申請書に記載
していただく**予約番号**をお知らせ
します。必ず、予約後1ヶ月以内に
電話機を購入し、申請書類を提出
してください。]

■ 電話機（補助対象の有無）に関する事前確認

■ 補助金申請の事前予約 【7月21日（金）受付開始】

《事前確認・予約先》北九州市市民文化スポーツ局安全・安心推進課「電話機購入助成事業担当」

TEL : 093-582-2946

受付時間 : 10:00~17:00（土日祝日は除きます）

7 その他注意事項

- (1) 補助金の対象になる方や対象となる経費について、「よくあるお問い合わせ」を事前によくご確認ください。
- (2) 補助金の申請にあたっては、必ず、購入前に市の担当窓口へ補助対象機種であるかどうかの確認を行ってください。補助対象機種以外の電話機を購入された場合、補助金の交付はできませんので、ご注意ください。
- (3) 審査の結果、適正と認められた場合、概ね申請から2～3ヶ月後に最大10,000円の補助金が交付されます。
- (4) 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合や、転売など不適切な利用が判明した場合は、補助金を返還いただくほか法的責任を問われることがあります。
- (5) 補助金の交付を受けた電話機については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間内（6年間）において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。
- (6) 補助金の交付を受けた方には、交付した年から6年間、ニセ電話詐欺被害防止機能付き電話機の利用状況等に関するアンケート調査にご協力いただきます。
- (7) ニセ電話詐欺被害防止機能付き電話機を使用してもニセ電話詐欺を完全に防止できるわけではありません。被害に遭わないためにはご自身で十分な注意を払うことが大切です。

【申請書（様式第1号）記載事項】

- ① 予約番号 ② 申請者情報（住所、氏名、生年月日、電話番号）
③ 購入機器情報（メーカー、品番、購入年月日、購入金額） ④ 申請金額 ⑤ 補助金振込先情報

※ 申請書（様式第1号）は令和5年7月21日（金）より市のホームページからダウンロード
できます。また、同日から各区役所・出張所でも配布します。

【申請書の添付書類一覧】

書類	備考
本人確認書類（写し）	・ マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など ※裏面に記載がある場合は裏面も必要です ※マイナンバーカードの場合は、 <u>マイナンバーは黒塗りで消して下さい</u>
世帯全員の住民票写し（原本）	※本籍地、続柄は不要です
電話機の購入に係る領収書（原本）	・ 発行日、 <u>申請者名（フルネーム）</u> 、 購入金額（送料等手数料除く）、 購入機器（品番まで）、 台数、購入店舗その他領収書の要件を満たす事項が 記載されたもの ・ <u>レシート不可</u>
機能が確認出来るもの（写し）	・ 電話機の機能が確認できる説明書、カタログ、 ホームページなど ※電話機の品番と機能が確認できる部分の写しを 提出してください
振込先口座が分かる書類（写し）	・ 通帳の口座名義、口座番号が分かる部分（見開き 1ページ目） ※申請者名義の口座であることが必要です
誓約書（参考様式1）	・ 申請書や添付資料に虚偽がないこと等を誓約してく ださい

【問い合わせ先】北九州市市民文化スポーツ局安全・安心推進課「電話機購入助成事業担当」

TEL：093-582-2946

【受付時間】10：00～17：00（土日祝日は除きます）